

中小企業向け「不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約」の発売

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「当社」)は、事業活動を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する企業向け商品「超ビジネス保険」において、2019年7月より「不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約」を発売します。

1. 開発の背景

近年、生産技術の高度化・複雑化や、消費者の権利意識の高まりに伴い、製造業をはじめとする中小企業を取り巻く損害賠償リスクは多様化しており、経営上重要な課題の一つとなっています。

また、東京海上日動リスクコンサルティング(株)が実施したアンケートによると、製造業者の約6割が特に重視しているリスクとして「製品・サービスの欠陥」を挙げており、納品した製品の仕様不適合(規格外品)や納期遅延による損害賠償リスクについては、社会的なニーズが高まっていると考えられます。

特に、中小企業の製造業の皆様にとっては、製品の欠陥や仕様不適合で納入先から損害賠償請求を受けると、事業継続そのものが困難となるおそれがあることから、こうしたリスクを補償する保険商品を望む声が高まっていました。

このような状況を踏まえ、当社は、従来の生産物賠償保険(PL 保険)等では補償されないこれらの賠償リスクから、製造業をはじめとする中小企業の皆様をお守りするべく、新たな特約を開発いたしました。

2. 「不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約」の特徴

事業活動を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する企業向け商品「超ビジネス保険」に、「不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約」を新設します。製品の欠陥・仕様不適合や、火災や不測かつ突発的な事由による製造設備の故障により納期遅延が生じたこと等によって、取引先やユーザー等から受ける賠償リスクを補償します。

< 保険の対象となる事故例 >

部品製造業	納入した部品が仕様を満たしておらず、再納品までの間に納品先の製造が休止した際の逸失利益について、納品先から賠償請求を受けた。
食品製造業	自社工場において、製造設備が損傷したために生産ラインが数日間停止した。納期に遅れたために、納品先に生じた逸失利益について賠償請求を受けた。
印刷業	食品の原材料表示ラベルに印刷ミスが発覚。ラベルの再印刷に日数を要したため、出荷が遅れたとして食品メーカーから逸失利益についての賠償請求を受けた。

今後も、当社は新たなリスクからお客様をお守りするべく、最適な商品・サービスの開発・提供を進めてまいります。

以上